

発行登録追補目論見書

平成30年6月

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。） （第10回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託 （第10回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】	5
3 【新規発行社債（短期社債を除く。） （第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】 ..	6
4 【社債の引受け及び社債管理の委託 （第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】 ..	11
5 【新規発行による手取金の使途】	11
第2 【売出要項】	11
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	12
第二部 【公開買付けに関する情報】	13
第三部 【参照情報】	14
第1 【参照書類】	14
第2 【参照書類の補完情報】	15
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	16
第四部 【保証会社等の情報】	17
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	18
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	19
・2018年3月期連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の業績の概要	22
・第7期事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の業績の概要	36

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第10回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

銘柄	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第10回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.550%
利払日	毎年6月14日及び12月14日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2018年12月14日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月14日及び12月14日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年6月14日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年6月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。</p> <p>「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当社が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した場合をいう。この場合、当社は、当該意見書を別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に交付する。</p> <p>「資本事由」とは、本社債の全部又は一部が現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に算入されないこととする内容の当社に適用のある自己資本比率規制に関する法令等（法令、規則、告示又は金融庁その他の監督当局の監督指針若しくは当該法令、規則又は告示に関する公式見解（金融庁が公表し、都度改正する自己資本比率規制に関するQ&Aと題する文書を含む。）をいい、これらを改</p>

	<p>正又は変更するものを含む。)が公布又は公表された場合、その他当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、当社に適用のある自己資本比率規制上現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に、本社債の全部又は一部が算入されないこととなると判断した場合をいう。</p> <p>(4) 本項第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、同号に基づく意見書を添えて別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注)8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び社債権者に対する公告又はその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(3)号に定める意見書は、当社の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。</p> <p>(5) 本項第(4)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当社の負担とする。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁長官の事前の確認を受けたうえでこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2018年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2018年6月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注)1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA(シングルA)の信用格付を2018年6月8日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+（シングルAプラス）の信用格付を2018年6月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人

- (1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）との間に2018年6月8日付三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第10回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。
- (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)8に定める公告の方法により社債権者に通知する。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件(ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本(注)6(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件(ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)6(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7 実質破綻時債務免除特約

(1) 当社について実質破綻事由(下記に定義する。以下同じ。)が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日(下記に定義する。以下同じ。)までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日(同日を含む。)までに期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。)の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置(預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。)を講ずる必要がある旨の特定認定(預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。)を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後東京における10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当社は、その旨、債務免除日及び本(注)7(1)に従い当社が本社債の元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の東京における8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに本(注)8に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。ただし、債務免除日の東京における8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知を行うことができないときは、当該通知を行うことが可能になった時以降すみやかにこれを行い、また、債務免除日の前日までに社債権者に通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。

(3) 実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

9 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4に定める財務代理人を除く。)の変更は、本(注)6(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 本(注)10(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

11 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

12 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（第10回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	11,200	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,600	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	800	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	400	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

銘柄	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金30,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1 2018年6月14日の翌日から2023年6月14日まで 年0.38% 2 2023年6月14日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(3)号②の規定に基づき定められる6ヶ月円ライボーに0.26%を加えた利率とする。
利払日	毎年6月14日及び12月14日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（期限前償還しようとする場合の期限前償還しようとする日を含み、以下「償還期日」という。）までこれをつけ、毎年6月14日及び12月14日（以下「支払期日」という。）に本項第(2)号及び第(3)号に定める方法によりこれを支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から2023年6月14日までの本社債の利息については、2018年12月14日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後の各支払期日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 2023年6月14日の翌日以降の本社債の利息については、各支払期日に各々本号①に定める方法により計算される金額を支払う。支払期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>①各利息計算期間（下記に定義する。）に関し、各社債権者が各口座管理機関に保有する各社債の金額の総額について支払われる利息金額は、当該各社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じることにより計算し、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号①において通貨あたりの利子額とは、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額（ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）をいう。</p> <p>「利息計算期間」とは、2023年6月14日の翌日に開始し、その直後に到来する支払期日に終了する期間及び以降のいずれかの支払期日の翌日に開始しその次の支払期日又は償還期日に終了する連続する各期間をいう。</p> <p>②(イ) 別記「利率」欄第2項に定める利率の決定に使用されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金オファード・レート（以下「6ヶ月円ライボー」という。）は、各利息計算期間の開始直前の支払期日からロンドンにおける2銀行営業日遡った日（以下「利率基準日」という。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁（アイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）（又は下記レートの管理を承継するその他の者）が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。）の画面上に表示される6ヶ月円ライボーとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日。以下「利率決定日」という。）に当社がこれを決定する。</p>

	<p>(ロ) 利率基準日に、6ヶ月円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は、利率決定日にすべての利率照会銀行（その利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁の画面上に表示された6ヶ月円ライボーを算出するために、そのレートを提供しそれが利用された銀行をいい、以下「利率照会銀行」という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のレートとされた6ヶ月円ライボーの提示を求め、その算術平均値（上位及び下位の各2つを除き、算術平均値を算出した上、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーとする。</p> <p>(ハ) 本②(ロ)の場合で、当社に6ヶ月円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月円ライボーの算術平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(ニ) 本②(ロ)の場合で、当社に6ヶ月円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーは、当該利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁の画面上に表示された6ヶ月円ライボーとする。</p> <p>(4) 当社は、別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に本項第(3)号に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。</p> <p>(5) 当社及び財務代理人は、各利息計算期間の開始日から東京における5銀行営業日以内（利息計算期間の開始日を含む。）に、本項第(3)号により決定された本社債の利率を、その本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。ただし、当社については、当該利率を自らのホームページ上に掲載することをもって、これに代えることができるものとする。</p> <p>(6) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(7) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年6月14日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年6月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 当社は、2023年6月14日以降に到来するいずれかの支払期日（別記「利息支払の方法」欄第1項に定義する支払期日をいう。）に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。</p> <p>(3) 本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注)8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。</p>
	「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、

当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当社が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した場合をいう。この場合、当社は、当該意見書を別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に交付する。

「資本事由」とは、本社債の全部又は一部が現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に算入されないこととする内容の当社に適用のある自己資本比率規制に関する法令等（法令、規則、告示又は金融庁その他の監督当局の監督指針若しくは当該法令、規則又は告示に関する公式見解（金融庁が公表し、都度改正する自己資本比率規制に関するQ&Aと題する文書を含む。）をいい、これらを改正又は変更するものを含む。）が公布又は公表された場合、その他当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、当社に適用のある自己資本比率規制上現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に、本社債の全部又は一部が算入されないこととなると判断した場合をいう。

- (5) 本項第(4)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、同号に基づく意見書を添えて別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注)8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び社債権者に対する公告又はその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(4)号に定める意見書は、当社の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。
- (6) 償還期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2023年6月14日以前に期限前償還される場合において、当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 本項第(5)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当社の負担とする。
- (8) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁長官の事前の確認を受けたうえでこれを行うことができる。
- (9) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。

3 償還元金の支払場所

別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。

募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2018年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2018年6月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注)1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA（シングルA）の信用格付を2018年6月8日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明で

はない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+（シングルAプラス）の信用格付を2018年6月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人

(1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）との間に2018年6月8日付三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

(3) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)8に定める公告の方法により社債権者に通知する。

5 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし

④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質

的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件(ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件(ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本(注)6(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件(ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)6(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7 実質破綻時債務免除特約

(1) 当社について実質破綻事由(下記に定義する。以下同じ。)が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日(下記に定義する。以下同じ。)までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日(同日を含む。)までに期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。)の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置(預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。)を講ずる必要がある旨の特定認定(預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。)を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後東京における10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当社は、その旨、債務免除日及び本(注)7(1)に従い当社が本社債の元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の東京における8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに本(注)8に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。ただし、債務免除日の東京における8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知を行うことができないときは、当該通知を行うことが可能になった時以降すみやかにこれを行い、また、債務免除日の前日までに社債権者に通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。

(3) 実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

9 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)4に定める財務代理人を除く。）の変更は、本(注)6(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)10(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

11 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

12 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	16,800	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,900	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	1,200	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	600	
計	—	30,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
50,000	265	49,735

(注) 上記金額は、第10回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）及び第11回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額49,735百万円は、三井住友信託銀行株式会社への貸出（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）として、2018年度上期中を目途に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 6 期(自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月 31日) 2017年 6 月 30日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 7 期第 1 四半期(自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 6 月 30日) 2017年 8 月 9日 関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 7 期第 2 四半期(自 2017年 7 月 1 日 至 2017年 9 月 30日) 2017年 11 月 27日 関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 7 期第 3 四半期(自 2017年 10 月 1 日 至 2017年 12 月 31日) 2018年 2 月 13日 関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2018年 6 月 8 日)までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2017 年 6 月 30 日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2018年 6 月 8 日)までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を 2018 年 3 月 28 日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2018年 6 月 8 日)までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を 2018 年 5 月 11 日に関東財務局長に提出

8 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 6 の臨時報告書の訂正報告書)を 2018 年 4 月 5 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2018年6月8日）までの間において生じた変更及び追加箇所は以下のとおりであります。当該変更及び追加箇所は___野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、以下の記載に含まれる将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。

「事業等のリスク」

(1) 事業・業務面に関するリスク

イ. 事業面に関するリスク

(中略)

② 企業買収・出資・資本提携等に関するリスク

当グループは、企業価値の向上を目的として、企業買収、出資、資本提携、子会社の設立等を行っており、今後も同様の企業買収等を行う可能性があります。しかし、これら企業買収等は、法制度の変更、競争環境の変化等により、想定どおりの効果が得られない可能性があります。また、企業の財務内容や契約関係等の事前調査を十分に行っておりますが、買収後に未認識の偶発債務が発生した場合や、当該子会社等の利益が、期待した水準を大幅に下回った場合には、子会社株式及びのれんの残高について、相当の減額を行う必要が生じることで、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

③ 子会社・関連会社等に関するリスク

当グループは、グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めています。当グループがグループ内の連携による収益効果を得られるかどうかは不確定であり、子会社・関連会社の事業又は経営の悪化により、当グループの業績や財務状況に悪影響を与える可能性があります。

④ 信託事業に関するリスク

信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。信託勘定には債権償却準備金を計上しておりますが、これを充当しても元本に損失が生じた場合には、その補てんのための支払を行う可能性があります。また、元本補てん契約のない信託商品についても、信託事業を遂行する上で、受託者としての責任において負担すべき債務・費用が発生する可能性があります。

さらに、資産運用業務において、運用成績が市場のベンチマークや他社の運用商品に劣る結果となった場合には、委託者が運用を委託している資金を引き上げる可能性があり、当グループの業績が悪化する可能性があります。

⑤ 規制・制度の変更に関するリスク

当グループは、事業活動を行う上で、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制の法令諸規制等の影響を受けております。これらの法令諸規制等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

⑥ 持株会社であることのリスク

当社は銀行持株会社であるため、当社の収入の大部分は、当社信託銀行子会社が当社に対して支払う配当に依拠しています。当該子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して十分な配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は、当社株式に対する配当等を支払えなくなる可能性があります。

(後略)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 本店

(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 北村 邦太郎

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1,679,930百万円

(参考)

(平成26年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
466円	×	3,903,486,408株	=	1,819,024百万円

(平成27年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
495.5円	×	3,903,486,408株	=	1,934,177百万円

(平成28年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
329.6円	×	3,903,486,408株	=	1,286,589百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

2017年12月31日現在、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社64社及び持分法適用関連会社24社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。



- (注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。
 2. 「その他」は各報告セグメントに帰属しない区分であります。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
		(自 2012年 4月1日 至 2013年 3月31日)	(自 2013年 4月1日 至 2014年 3月31日)	(自 2014年 4月1日 至 2015年 3月31日)	(自 2015年 4月1日 至 2016年 3月31日)	(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,115,781	1,187,565	1,203,554	1,198,904	1,261,272
うち連結信託報酬	百万円	96,190	104,747	104,703	105,537	99,870
連結経常利益	百万円	255,075	258,021	292,483	278,061	196,383
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	133,768	137,675	159,665	166,909	121,446
連結包括利益	百万円	279,612	239,712	499,385	59,359	155,354
連結純資産額	百万円	2,330,474	2,441,043	2,716,973	2,704,511	2,791,682
連結総資産額	百万円	37,704,031	41,889,413	46,235,949	58,229,948	65,453,725
1株当たり純資産額	円	470.71	511.02	618.63	6,181.19	6,437.57
1株当たり当期純利益金額	円	31.27	34.48	40.38	433.30	317.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	34.48	40.38	433.22	317.15
自己資本比率	%	4.89	5.02	5.16	4.08	3.76
連結自己資本利益率	%	7.48	7.13	7.22	7.00	5.01
連結株価収益率	倍	14.16	13.51	12.26	7.60	12.16
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	517,965	2,258,701	1,349,631	9,752,429	7,533,343
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	700,274	734,169	1,646,991	△380,627	△339,358
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△349,728	△262,800	△409,452	△64,122	26,026
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	2,609,409	5,400,503	8,022,017	17,323,915	24,531,391
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	20,189 〔3,431〕	20,890 〔2,907〕	20,965 〔2,652〕	21,852 〔2,694〕	22,143 〔2,673〕
合算信託財産額	百万円	180,208,811	197,783,263	223,925,575	236,757,301	261,127,280

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、2012年度については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
6. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社であります。

(2) 単体

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
営業収益	百万円	57,325	34,530	59,918	59,926	58,218
経常利益	百万円	46,093	24,856	51,168	50,504	50,378
当期純利益	百万円	46,089	24,431	51,173	50,503	50,376
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数 普通株式 第七種優先株式	千株	3,903,486 109,000	3,903,486 109,000	3,903,486 —	3,903,486 —	390,348 —
純資産額	百万円	1,546,032	1,622,731	1,503,048	1,493,582	1,487,288
総資産額	百万円	1,708,113	1,755,995	1,654,043	1,824,180	1,968,108
1株当たり純資産額	円	389.30	387.32	389.02	3,882.88	3,886.44
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式 第七種優先株式	円	9.00 (4.25) 42.30 (21.15)	10.00 (5.00) 42.30 (21.15)	12.00 (5.50) 21.15 (21.15)	13.00 (6.50) — (—)	130.00 (6.50) — (—)
1株当たり当期純利益金額	円	10.04	5.13	12.54	131.10	131.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	5.13	12.54	131.08	131.55
自己資本比率	%	90.50	92.40	90.85	81.85	75.54
自己資本利益率	%	2.70	1.34	3.24	3.37	3.38
株価収益率	倍	44.10	90.70	39.50	25.13	29.33
配当性向	%	89.60	194.65	95.68	99.15	98.78
従業員数	人	60	46	39	35	39

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、第2期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第5期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。
4. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり中間配当額(6.50円)を含め、第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり配当額を算出しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 自己資本利益率は、当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均自己資本額で除して算出しております。

2018年3月期連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の業績の概要

2018年5月11日開催の取締役会において承認を受け、公表した2018年3月期連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産の部		
現金預け金	26,944,478	28,841,328
コールローン及び買入手形	124,706	152,951
買現先勘定	83,888	63,531
債券貸借取引支払保証金	480,453	675,295
買入金銭債権	906,572	955,938
特定取引資産	496,563	363,294
金銭の信託	1,650	1,357
有価証券	5,127,717	5,537,643
貸出金	28,040,446	28,190,553
外国為替	16,189	25,554
リース債権及びリース投資資産	667,808	677,238
その他資産	1,638,186	1,868,132
有形固定資産	225,814	214,386
建物	74,330	73,711
土地	125,959	116,650
リース資産	5,901	4,719
建設仮勘定	811	88
その他の有形固定資産	18,812	19,216
無形固定資産	214,790	197,235
ソフトウェア	114,447	107,563
のれん	90,492	81,038
リース資産	188	2
その他の無形固定資産	9,661	8,630
退職給付に係る資産	119,018	163,219
繰延税金資産	23,243	23,127
支払承諾見返	458,010	508,930
貸倒引当金	△115,814	△102,920
資産の部合計	65,453,725	68,356,798

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
負債の部		
預金	36,000,814	37,351,839
譲渡性預金	7,326,617	6,563,336
コールマネー及び売渡手形	54,089	146,931
売現先勘定	1,063,737	1,454,855
債券貸借取引受入担保金	13,699	41,299
特定取引負債	366,879	266,148
借入金	3,463,105	4,370,083
外国為替	236	1,984
短期社債	904,248	1,062,869
社債	1,385,098	1,470,715
信託勘定借	10,274,143	11,070,725
その他負債	1,151,325	932,825
賞与引当金	16,331	16,740
役員賞与引当金	259	325
退職給付に係る負債	14,048	14,159
ポイント引当金	17,519	18,457
睡眠預金払戻損失引当金	3,583	3,548
偶発損失引当金	7,774	4,628
繰延税金負債	137,501	181,050
再評価に係る繰延税金負債	3,016	3,016
支払承諾	458,010	508,930
負債の部合計	62,662,042	65,484,472
純資産の部		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	645,048	645,016
利益剰余金	1,159,028	1,263,415
自己株式	△34,061	△42,224
株主資本合計	2,031,623	2,127,816
その他有価証券評価差額金	476,848	516,663
繰延ヘッジ損益	△21,018	△22,746
土地再評価差額金	△6,067	△6,067
為替換算調整勘定	2,135	4,281
退職給付に係る調整累計額	△20,905	4,720
その他の包括利益累計額合計	430,992	496,851
新株予約権	577	799
非支配株主持分	328,488	246,858
純資産の部合計	2,791,682	2,872,325
負債及び純資産の部合計	65,453,725	68,356,798

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
経常収益	1,261,272	1,350,946
信託報酬	99,870	100,591
資金運用収益	384,354	426,129
貸出金利息	279,228	307,030
有価証券利息配当金	80,305	82,524
コールローン利息及び買入手形利息	1,341	1,900
買現先利息	973	1,295
債券貸借取引受入利息	7	8
預け金利息	18,110	26,906
その他の受入利息	4,387	6,463
役務取引等収益	397,531	397,881
特定取引収益	18,338	10,035
その他業務収益	296,261	306,725
その他経常収益	64,915	109,583
貸倒引当金戻入益	—	5,292
償却債権取立益	2,813	2,818
その他の経常収益	62,101	101,471
経常費用	1,064,889	1,118,285
資金調達費用	165,271	246,071
預金利息	79,629	95,764
譲渡性預金利息	27,879	42,334
コールマネー利息及び売渡手形利息	912	1,290
売現先利息	8,230	16,404
債券貸借取引支払利息	24	234
借入金利息	9,438	13,752
短期社債利息	5,245	4,815
社債利息	17,269	23,078
その他の支払利息	16,642	48,396
役務取引等費用	85,319	87,974
特定取引費用	1,297	—
その他業務費用	318,885	230,442
営業経費	435,335	444,057
その他経常費用	58,779	109,738
貸倒引当金繰入額	26,320	—
その他の経常費用	32,458	109,738
経常利益	196,383	232,661

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
特別利益	1,615	15,559
固定資産処分益	1,615	15,559
特別損失	6,863	9,397
固定資産処分損	992	1,521
減損損失	5,870	7,876
税金等調整前当期純利益	191,135	238,822
法人税、住民税及び事業税	52,274	57,646
法人税等調整額	4,654	15,429
法人税等合計	56,929	73,075
当期純利益	134,206	165,746
非支配株主に帰属する当期純利益	12,759	11,760
親会社株主に帰属する当期純利益	121,446	153,986

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)
当期純利益	134,206	165,746
その他の包括利益	21,148	65,950
その他有価証券評価差額金	11,809	40,922
繰延ヘッジ損益	△9,314	△2,491
為替換算調整勘定	△1,360	2,501
退職給付に係る調整額	20,293	25,674
持分法適用会社に対する持分相当額	△279	△657
包括利益	155,354	231,696
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	142,527	219,844
非支配株主に係る包括利益	12,827	11,852

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,106	1,087,195	△27,097	1,966,813
当期変動額					
剰余金の配当			△49,861		△49,861
親会社株主に帰属する当期純利益			121,446		121,446
自己株式の取得				△6,983	△6,983
自己株式の処分		△0		19	18
連結子会社株式の取得による持分の増減		△57			△57
土地再評価差額金の取崩			247		247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△58	71,833	△6,964	64,810
当期末残高	261,608	645,048	1,159,028	△34,061	2,031,623

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	467,517	△13,169	△5,819	2,800	△41,168	410,160	421	327,116	2,704,511
当期変動額									
剰余金の配当									△49,861
親会社株主に帰属する当期純利益									121,446
自己株式の取得									△6,983
自己株式の処分									18
連結子会社株式の取得による持分の増減									△57
土地再評価差額金の取崩									247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,331	△7,848	△247	△665	20,263	20,832	155	1,372	22,360
当期変動額合計	9,331	△7,848	△247	△665	20,263	20,832	155	1,372	87,171
当期末残高	476,848	△21,018	△6,067	2,135	△20,905	430,992	577	328,488	2,791,682

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,048	1,159,028	△34,061	2,031,623
当期変動額					
剰余金の配当			△49,599		△49,599
親会社株主に帰属する当期純利益			153,986		153,986
自己株式の取得				△8,184	△8,184
自己株式の処分		0		22	22
連結子会社株式の取得による持分の増減		△32			△32
土地再評価差額金の取崩			—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△31	104,386	△8,162	96,192
当期末残高	261,608	645,016	1,263,415	△42,224	2,127,816

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	476,848	△21,018	△6,067	2,135	△20,905	430,992	577	328,488	2,791,682
当期変動額									
剰余金の配当									△49,599
親会社株主に帰属する当期純利益									153,986
自己株式の取得									△8,184
自己株式の処分									22
連結子会社株式の取得による持分の増減									△32
土地再評価差額金の取崩									—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	39,814	△1,728	—	2,145	25,626	65,858	222	△81,630	△15,549
当期変動額合計	39,814	△1,728	—	2,145	25,626	65,858	222	△81,630	80,643
当期末残高	516,663	△22,746	△6,067	4,281	4,720	496,851	799	246,858	2,872,325

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	191,135	238,822
減価償却費	32,336	35,145
減損損失	5,870	7,876
のれん償却額	9,464	9,469
持分法による投資損益 (△は益)	△6,950	△5,781
貸倒引当金の増減 (△)	24,962	△12,894
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	408
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	4	66
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△13,650	△34,379
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	135	2,028
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△192	938
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△92	△35
偶発損失引当金の増減 (△)	131	△3,145
資金運用収益	△384,354	△426,129
資金調達費用	165,271	246,071
有価証券関係損益 (△)	60,574	△662
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△43	△46
為替差損益 (△は益)	18,015	53,813
固定資産処分損益 (△は益)	△623	△14,038
特定取引資産の純増 (△) 減	117,726	133,269
特定取引負債の純増減 (△)	△84,871	△100,730
貸出金の純増 (△) 減	△517,960	△149,603
預金の純増減 (△)	9,309,675	1,358,382
譲渡性預金の純増減 (△)	195,985	△763,281
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	877,614	931,928
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	187,520	112,007
コールローン等の純増 (△) 減	589,770	△57,294
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△153,996	△194,841
コールマネー等の純増減 (△)	425,402	483,959
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	13,699	27,600
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1,034	△9,364
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△22	1,748
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△59,374	△9,430
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△348,958	158,620
普通社債発行及び償還による増減 (△)	219,207	△14,128
信託勘定借の純増減 (△)	△3,420,456	796,581
資金運用による収入	393,100	417,450
資金調達による支出	△161,877	△249,778
その他	△57,493	△81,965
小計	7,627,731	2,888,657
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△94,387	△48,199
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,533,343	2,840,458

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△5,658,711	△7,254,037
有価証券の売却による収入	3,745,007	5,436,391
有価証券の償還による収入	1,657,757	1,086,414
金銭の信託の減少による収入	—	150
有形固定資産の取得による支出	△12,428	△10,188
有形固定資産の売却による収入	3,148	25,059
無形固定資産の取得による支出	△49,752	△25,136
無形固定資産の売却による収入	1	68
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△24,381	△5,536
持分法適用関連会社株式の売却による収入	—	961
投資活動によるキャッシュ・フロー	△339,358	△745,854
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	10,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△5,000	△25,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	139,133	149,143
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△50,000	△50,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△170	△113
非支配株主への払戻による支出	—	△83,170
配当金の支払額	△49,847	△49,594
非支配株主への配当金の支払額	△11,123	△9,972
自己株式の取得による支出	△6,983	△8,184
自己株式の売却による収入	18	22
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,026	△76,869
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12,536	△8,876
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,207,476	2,008,857
現金及び現金同等物の期首残高	17,323,915	24,531,391
現金及び現金同等物の期末残高	24,531,391	26,540,249

- (5) 連結財務諸表に関する注記事項
(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループは、三井住友信託銀行グループ（三井住友信託銀行株式会社及びその連結会社）と、その他の連結会社で構成されており、三井住友信託銀行グループを報告セグメント「三井住友信託銀行」としております。報告セグメントの主たる業務は、以下に示すとおりです。

「三井住友信託銀行」・・・・・・・・・・信託銀行業務

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	三井住友信託銀行	計				
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	1,316,682	1,316,682	36,684	1,353,366	△2,420	1,350,946
セグメント間の内部経常収益	16,795	16,795	89,118	105,913	△105,913	—
計	1,333,477	1,333,477	125,802	1,459,279	△108,333	1,350,946
セグメント利益	234,768	234,768	59,848	294,616	△55,794	238,822
セグメント資産	54,810,805	54,810,805	16,028,876	70,839,681	△2,482,883	68,356,798
セグメント負債	52,093,216	52,093,216	14,378,004	66,471,221	△986,748	65,484,472
その他の項目						
減価償却費	28,319	28,319	6,825	35,144	0	35,145
のれんの償却額	9,968	9,968	—	9,968	△499	9,469
資金運用収益	431,598	431,598	63,672	495,271	△69,141	426,129
資金調達費用	246,248	246,248	10,654	256,903	△10,831	246,071
持分法投資利益	5,781	5,781	—	5,781	—	5,781
特別利益	17,364	17,364	—	17,364	△1,805	15,559
(固定資産処分益)	17,364	17,364	—	17,364	△1,805	15,559
特別損失	8,941	8,941	456	9,397	—	9,397
(固定資産処分損)	1,064	1,064	456	1,521	—	1,521
(減損損失)	7,876	7,876	—	7,876	—	7,876
のれんの未償却残高	84,537	84,537	—	84,537	△3,498	81,038
持分法適用会社への投資額	93,132	93,132	—	93,132	—	93,132

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「三井住友信託銀行」については、連結数値で記載しております。

3. 「その他」の区分は、三井住友信託銀行グループ以外の連結会社であり、当社を含んでおります。

4. 調整額は連結調整によるものであり、企業結合に伴い発生した評価差額の実現を含んでおります。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の税金等調整前当期純利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	6,897円 36銭
1株当たり当期純利益金額	403円 92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	403円 75銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (2018年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,872,325
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	247,658
うち新株予約権	百万円	799
うち非支配株主持分	百万円	246,858
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,624,667
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	380,531

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	153,986
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	153,986
普通株式の期中平均株式数	千株	381,230
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	160
うち新株予約権	千株	160
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		当社 第3回新株予約権(ストック・オプション) 当社普通株式 39,300株 連結子会社(日興アセットマネジメント株式会社) 新株予約権(ストック・オプション) 同社普通株式 11,785,000株

(重要な後発事象)

(優先出資証券の償還)

1. 当社は、2018年5月11日に、当社の連結子会社であるCMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決定を行い、同社を解散する方針を決定いたしました。
詳細につきましては、2018年5月11日に別途開示いたしました「優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 当社は、2018年5月11日に、当社の連結子会社であるSTB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決定を行い、同社を解散する方針を決定いたしました。
詳細につきましては、2018年5月11日に別途開示いたしました「優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

(自己株式の取得)

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| ①自己株式の取得を行う理由 | 株主還元の充実ならびに資本効率の向上を目的として自己株式の取得を行うもの |
| ②取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③取得する株式の総数 | 2,000千株（上限） |
| ④株式の取得価額の総額 | 90億円（上限） |
| ⑤取得期間 | 2018年5月14日から2018年6月29日まで |
| ⑥取得方法 | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 |

第7期事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の業績の概要

2018年5月11日開催の取締役会において承認を受けた第7期事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の計算書類は以下のとおりであります。

ただし、この計算書類は、会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務書類ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査はなされておられません。

なお、計算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第7期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	71,542	流 動 負 債	3,119
現 金 及 び 預 金	1,775	未 払 費 用	2,787
有 価 証 券	53,000	未 払 法 人 税 等	4
前 払 費 用	57	賞 与 引 当 金	135
未 収 還 付 法 人 税 等	14,549	役 員 賞 与 引 当 金	49
そ の 他	2,159	そ の 他	143
固 定 資 産	2,004,970	固 定 負 債	594,310
有 形 固 定 資 産	0	社 債	584,300
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	長 期 借 入 金	10,000
無 形 固 定 資 産	0	そ の 他	10
ソ フ ト ウ エ ア	0	負 債 合 計	597,429
投 資 そ の 他 の 資 産	2,004,969	（ 純 資 産 の 部 ）	
投 資 有 価 証 券	652	株 主 資 本	1,478,282
関 係 会 社 株 式	1,494,222	資 本 金	261,608
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	510,000	資 本 剰 余 金	1,041,473
そ の 他	94	資 本 準 備 金	702,933
		そ の 他 資 本 剰 余 金	338,540
		利 益 剰 余 金	217,424
		そ の 他 利 益 剰 余 金	217,424
		繰 越 利 益 剰 余 金	217,424
		自 己 株 式	△ 42,224
		新 株 予 約 権	799
		純 資 産 合 計	1,479,082
資 産 合 計	2,076,512	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,076,512

第7期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
営	業 収 益		57,301
関	係 会 社 受 取 配 当 金	55,512	
関	係 会 社 受 入 手 数	1,788	
営	業 費 用		3,071
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,071	
営	業 外 収 益		54,230
営	業 外 収 益		6,785
受	有 価 取 証 券 利 息	6,522	
受	そ の 手 数	0	
営	業 外 費 用		11,678
支	社 外 払 債 利 息	76	
支	社 外 払 債 利 息	10,498	
支	社 外 払 債 利 息	1,102	
経	税 引 前 当 期 純 利 益		49,337
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		49,337
法	人 税 等 合 計	4	
当	期 純 利 益		4
			49,333

第7期〔平成29年4月1日から平成30年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	261,608	702,933	338,539	1,041,473	217,690	217,690
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△ 49,599	△ 49,599
当 期 純 利 益					49,333	49,333
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			0	0		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	△ 266	△ 266
当 期 末 残 高	261,608	702,933	338,540	1,041,473	217,424	217,424

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	△ 34,061	1,486,710	577	1,487,288
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△ 49,599		△ 49,599
当 期 純 利 益		49,333		49,333
自 己 株 式 の 取 得	△ 8,184	△ 8,184		△ 8,184
自 己 株 式 の 処 分	22	22		22
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			222	222
当 期 変 動 額 合 計	△ 8,162	△ 8,427	222	△ 8,205
当 期 末 残 高	△ 42,224	1,478,282	799	1,479,082

第7期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法により行っております。

預金と同様の性格を有するもの：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：5年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4百万円
2. 保証債務
三井住友信託銀行株式会社の発行している普通社債に対し債務保証 53,120百万円を行っております。
3. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	56,935百万円
短期金銭債務	693百万円
長期金銭債務	84,300百万円
4. 社債は、全額劣後特約付社債であります。このうち、実質破綻時債務免除特約付劣後社債は500,000百万円であります。
5. 長期借入金は、全額劣後特約付借入金であります。このうち、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金は10,000百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	57,301百万円
営業費用	138百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	6,671百万円
営業外費用	4,258百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,810	2,011	5	9,816	(注) 1, 2

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加2,011千株の内訳は、以下のとおりであります。
- ・単元未満株式の買取による増加 11千株
 - ・平成29年7月27日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加2,000千株
2. 普通株式の自己株式数の減少5千株の内訳は、以下のとおりであります。
- ・単元未満株式の買増請求による減少 0千株
 - ・ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 5千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
子会社株式	149,318 百万円
税務上の繰越欠損金	13,304
その他	220
繰延税金資産小計	162,843
評価性引当額	△162,843
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	— 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	三井住友信託銀行 株式 会 社	直接 100%	金銭貸借取引	資金の貸付 (注1)	150,000	関係会社 長期貸付金 (注1)	510,000
				利息の受取 (注1)	6,522	その他	2,106
			債務保証取引	債務保証 (注2)	53,120	—	—
	保証料の受入 (注2)	146		—	—		
	CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注3)	—	社債 (注3)	42,700
	利息の支払 (注3)	1,481		未払 費用	270		
CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited	直接 100%	金銭貸借取引	資金の調達 (注3)	—	社債 (注3)	41,600	
	利息の支払 (注3)		2,253	未払 費用	410		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 関係会社長期貸付金は全額、劣後特約付貸付金であります。利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 三井住友信託銀行株式会社の発行している普通社債に対し債務保証を行っております。保証料は、通常の取引条件に照らした上で合理的に決定しております。
- (注3) 社債は全額、永久劣後特約付社債であります。利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	3,884円77銭
1株当たりの当期純利益金額	129円40銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	129円35銭